

# 第三期 御殿場市 子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

## 1 計画策定の目的

国では、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。また、令和6年には、子ども・子育て支援法等の一部改正をする法律を成立させました。児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことを目的とした妊婦のための支援給付や、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる乳児等のための支援給付（「こども誰でも通園制度」）が創設されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援政策を展開していくことを目指しています。

本市では、子ども・子育て支援新制度の下で平成27年度から「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」を推進しており、このたび、「第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えたことから、継続的かつ計画的に事業を推進するため、令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とする「第三期御殿場市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き一人一人の子どもの健やかな育ちと子育て家庭を社会全体で支援する社会の実現を目指していきます。

## 2 計画の期間

本計画は、令和7年度（西暦2025年）から令和11年度（西暦2029年）までの5年間を計画の期間とします。

計画の期間中は事業の進捗状況を管理するとともに、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、原則、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。なお、計画の中間年でない場合であっても、計画変更の必要性に応じて、柔軟に計画の見直しを行っていきます。

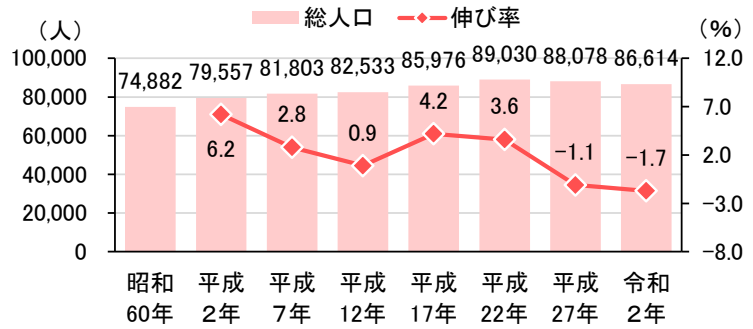
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
御殿場市子ども・子育て支援事業計画 (第二期)					御殿場市子ども・子育て支援事業計画 (第三期)				

### 3 御殿場市の子育て家庭を取り巻く環境

#### (1) 総人口の推移

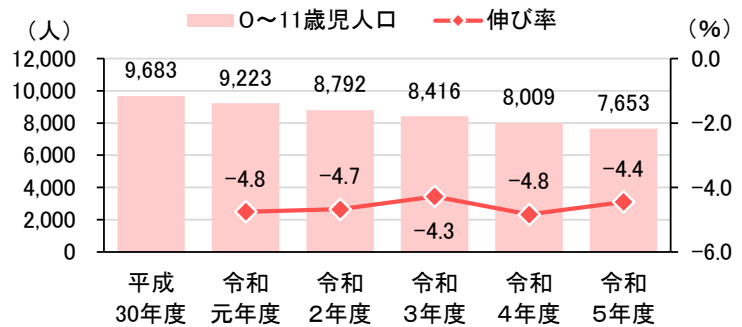
総人口は、平成22年と比較して2,416人減少しています。

人口の伸び率は、平成17年、22年にやや増加傾向を示していましたが、令和2年は-1.7%となっています。



#### (2) 児童（0～11歳児）人口の推移

小学校6年生までの児童（0～11歳児）の人口は、直近5年間も減少傾向で、令和5年度は7,653人となっています。平成30年度と比較すると2,030人の減少となっています。



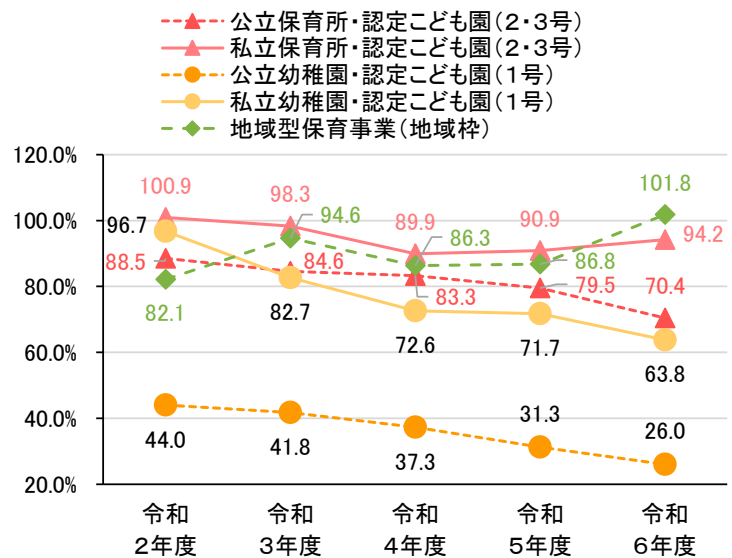
#### (3) 子育て支援に関する状況

令和6年度5月時点で、保育所は公立が8か所、私立が5か所あり、認定こども園は、公立が1か所、私立が6か所あります。

新制度移行施設の幼稚園は、公立が6か所、私立が1か所あり、私学助成の私立幼稚園は1か所あります。

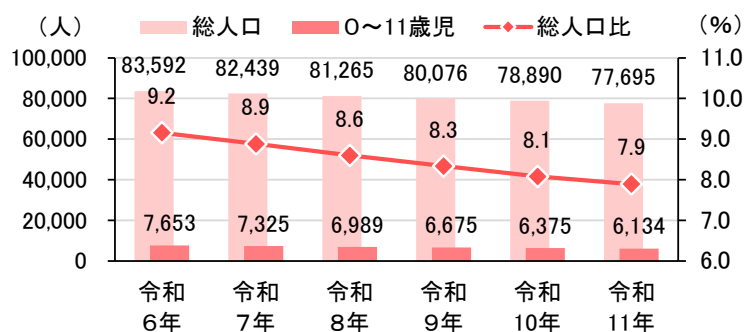
地域型保育事業（小規模保育事業所）は6か所あります。

なお、各年度5月の施設種別ごとの入所率の推移は、右表のとおりです。



#### (4) 将来の子どもの数の推計

計画の最終年度である令和11年度における総人口は、77,695人で、0～11歳児は6,134人（0～5歳児：2,887人、6～11歳児：3,247人）で、総人口に対する割合は7.9%と見込まれます。



※推計にあたっては、令和2年度から令和6年度までの住民基本台帳（各年3月31日時点）を基に、各年の変化率の平均を利用したコーホート変化率を用いて算出しました。

## 4 計画の基本理念

### みんな 地域でつなぐ子育ての輪 ～未来はぐくむ御殿場プラン～

- 全ての子どもが豊かな人間性を形成し、健やかに育つためには、保護者が子育てについての第一義的責任を持つという基本的な認識の下に、子どもと子育て家庭を取り巻く全ての人が子育てについて理解を深め、子どもを未来の希望ととらえることが必要です。
- 今後も子育て家庭における、多様化する課題に対応すべく、「子どもの利益が最大限に尊重されること」の実現を第一に考えます。

## 5 計画における基本的な視点

本計画の策定及び施策の推進に当たっては、以下の8項目を基本的な視点とし、基本理念の実現を目指して取り組んでいきます。

1 子どもの視点

2 利用者の視点

3 社会全体による支援の視点

4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点

5 全ての子どもと家庭への支援の視点

6 地域における社会資源の効果的な活用の視点

7 事業の質の視点

8 地域特性の視点

## 6 教育・保育提供区域の設定

地区内での教育・保育施設の利用率、通園に係る負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランス等を考慮し、本市では教育・保育における教育・保育提供区域（基本型）を、6区域（御殿場地区、富士岡地区、原里地区、玉穂地区、印野地区、高根地区）に設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業については、事業の性質や現状の事業実態から、教育・保育提供区域を事業ごとに設定します。



## 7 計画の内容

### (1) 教育・保育

現行の学校教育法に位置づけられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする「教育（幼児期の学校教育）」と、児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした「保育」について、計画期間における認定区分ごとの「量の見込み」、「確保の内容」を定めました。

#### 【認定区分】

認定区分	対象者	年齢	保育の必要性	対象となる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、教育を希望するもの	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、「保育の必要な事由」に該当するもの	3～5歳	あり	保育所 認定こども園 幼稚園の一部
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、「保育の必要な事由」に該当するもの	0～2歳	あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業 <sup>※</sup> 認可外保育施設

※地域型保育事業とは？

- ①家庭的保育(保育ママ)…家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を保育
- ②小規模保育…少人数(定員6～19人)を保育
- ③事業所内保育…事業所の保育施設等で、従業員の子と地域の子どもと一緒に保育
- ④居宅訪問型保育…保護者の自宅で、1対1で保育。ベビーシッターなどが該当

#### 【量の見込みと確保の内容（市全域）】

(単位:人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	①量の見込み	624	555	498	448	413
	②確保の内容	1,679	1,649	1,604	1,604	1,574
	差(②-①)	1,055	1,094	1,106	1,156	1,161
2号認定	①量の見込み	1,102	1,069	1,047	1,029	1,033
	②確保の内容	1,196	1,196	1,232	1,232	1,232
	差(②-①)	94	127	185	203	199
3号認定 (0歳)	①量の見込み	253	253	247	245	239
	②確保の内容	240	240	246	246	246
	差(②-①)	▲13	▲13	▲1	1	7
3号認定 (1～2歳)	①量の見込み	722	734	741	750	761
	②確保の内容	779	779	794	794	794
	差(②-①)	57	45	53	44	33

令和11年度を目標に量の見込みに応じた教育・保育の提供体制の整備を進めます。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

幼稚園・保育所や認定こども園といった教育・保育施設などを利用する子どもの家庭だけではなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭と子どもを対象とする事業として、地域の実情に応じて実施していきます。

事業名*	事業の内容	確保の内容(市全体)と実施の方向性			
		令和7年	令和9年	令和11年	
延長保育事業	保育の必要性の認定を受けた子どもに対し、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施します。	758人 (25か所)	720人 (26か所)	683人 (26か所)	
		引き続き、保護者の希望に応じた事業を提供していきます。			
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	1,422人	1,422人	1,422人	
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育することが一時的に困難となった児童について、里親等が一定期間、養育を行います。	34人日	34人日	34人日	
		育児不安や負担感を持つ保護者の活用ニーズも高いことから、ショートステイを担う里親等を確保するなど、需要に対応可能な供給体制を整えます。			
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。	67,140人回	67,130人回	67,120人回	
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。	幼稚園型	50,790人日 (14か所)	50,610人日 (14か所)	50,510人日 (14か所)
		幼稚園型以外	10,762人日 (25か所)	10,496人日 (25か所)	10,274人日 (25か所)
病児保育事業(病児・病後児保育事業)	急な病気や病気からの回復期等で、集団保育が困難な子どもを保育所等の専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を実施します。	2,890人日 (5か所)	3,370人日 (6か所)	3,370人日 (6か所)	
		保護者が病児・病後児を安心して預けられる保育環境を整えるために、事業の充実に努めます。			
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者(委託会員)と、援助を行うことを希望する者(受託会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	2,000人日	2,085人日	2,174人日	
利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。	2か所	2か所	2か所	
		<p>&lt;その他&gt; 市担当部署の窓口において、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所等や各種の保育サービスに関する情報提供・利用に向けての支援を行います。</p> <p>&lt;こども家庭センター型&gt; 保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般と継続的に関わることにより、妊娠期から子育て期にわたるまで、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない相談支援を実施します。</p>			

事業名	事業の内容	確保の内容(市全体)と実施の方向性		
		令和7年	令和9年	令和11年
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	777人 (8,547人回)	704人 (7,744人回)	638人 (7,018人回)
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の健康管理や養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供等を行います。	511人	489人	472人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、出産や子育てに関する専門知識を有する者(保健師、助産師、看護師等の有資格者)がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	3人	3人	3人
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定子ども・子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する事業です。	5人	5人	5人
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。	6か所	6か所	6か所
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。	106人日	106人日	106人日
児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。	20人	20人	20人
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。	914回	820回	738回
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	親が就労していなくても時間単位等で子どもを預けられるようにする通園制度です。 ※令和8年度から開始する事業です。	0人日	11人日	32人日
産後ケア事業	産後間もない母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう心身のケアや育児サポート等を行います。	1,356人日	1,297人日	1,252人日

※数値目標のある事業を掲載しています。

### (3) 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

一人一人の子どもに対する質の高い教育・保育及び地域の子育て支援が一体的に提供されるよう、次の点を重視します。

#### ① 認定こども園の普及

- ・認定こども園の普及に当たっては、民間活力の活用も視野に入れ、民間事業者に対して、認定こども園に関する情報提供や補助金等の効果的な活用を促進することで、民間の既存幼稚園や保育所が認定こども園に移行するための支援を行っていきます。
- ・公立の保育施設についても「御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想」等に基づき、必要に応じて認定こども園への移行について検討していきます。

#### ② 教育・保育の質の確保

- ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、専門的知識や技能に基づき助言その他の支援を行う者の配置に努めます。
- ・幼稚園教諭、保育士及び両方の資格を有する保育教諭の人材の確保に努めるとともに、その処遇及び配置の改善等を図ります。
- ・幼稚園教諭と保育士の合同研修等を継続して実施し、小学校・中学校における教育へと一貫してつながるような取組を推進します。

#### ③ 関係機関との連携

教育・保育施設と地域型保育事業者が相互の連携・接続を推進するため、また、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携を推進するため、研修の実施や職員同士で交流する場を設ける等により、情報交換等を行う機会を提供し関係機関相互の連携の強化を図ります。

### (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児までと住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの利用料が無料になるとともに、これまで給付の対象外であった施設・事業に対する新たな給付制度が創設されました。

この新たな給付について、保護者にわかりやすく情報提供するとともに、対象となる施設の意向を踏まえつつ、保護者の利便性や過誤請求・支払い防止のための取組などの総合的なバランスを考慮し、円滑かつ適正な給付の実施に向けた体制の整備や給付方法の検討を行っていきます。

また、静岡県や施設所在市町村との連携・情報共有を図り、確認や指導監督等の法に基づく事務を適切に行います。

### (5) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等に努めます。

### (6) 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

出産前後や育児中であっても女性がいきいきと働けるよう、また、男性も積極的に育児に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

## (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

以下の取組について、静岡県が行う施策と連携を図りながら事業を推進します。

### ①児童虐待防止対策の充実

- ・児童虐待の早期発見・早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導等を行うため、関係機関が連携し切れ目のない子育て支援により虐待の予防に努めます。
- ・児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所へ事案を送致することや必要な助言を求めることが重要であることから、関係機関との連携強化に努めます。

### ②ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を継続するとともに、就業が困難な母子家庭等への相談体制の充実を図るなど、総合的な自立支援の推進に努めます。

### ③障害児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実

- ・障害の原因となる疾病の予防や早期発見・治療の推進を図るため、妊娠・出産期等、早期からの健康診査の実施を推進します。また、障害のある子どもの健全な発達を支援し、関係機関が一体となって各種の施策を行っていく等、療育支援体制の充実に努めます。
- ・発達相談センターが中核となって関係機関が連携し、「発達支援システム」を活用した支援体制の充実を図ります。

## (8) こどもの貧困対策の推進

ひとり親家庭や経済的な困窮を抱えている家庭が自立し、安定した生活が送れるよう、国や県と連携しながら、生活、就業、経済面等、総合的な支援体制の充実や情報提供に努めるとともにこどもの就学を支援し、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、貧困防止に向けた取組を進めます。

## 8 計画推進の方策

### (1) 計画の推進体制

御殿場市子ども・子育て会議などを通じて、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴取しながら、地域社会を構成する様々な団体・機関との連携を図ることにより本計画を推進していきます。

### (2) 計画の進捗管理と評価

計画の進捗管理に当たっては、毎年度、計画に基づく事業の実施状況の把握・点検を行い、御殿場市子ども・子育て会議等において評価を実施します。その評価結果に基づき、速やかに改善につなげていくことで、計画の実効性を高めていきます。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要性に応じて、柔軟に計画の見直しを行っていきます。

### 第三期御殿場市子ども・子育て支援事業計画（概要版）